

5 交通に関するルール

(1) 自動車運転免許

① 日本で車を運転するには

あなたが日本で自動車やバイクを運転するときには運転免許が必要です。
また、運転免許証は、運転するときには必ず携帯していなければなりません。
日本で運転できる免許証は次のとおりです。

② 日本で運転できる免許証

A	日本で取得した運転免許証
B	ジュネーブ条約締結国発給の国際運転免許証 ※ 国際運転免許証は運転免許センターまたは警察署において日本国内で有効であることを確認してください。
C	外国運転免許証（ドイツ、スイス、フランス、ベルギー、台湾、モナコに限る。） と日本語の翻訳文 ※ 日本語の翻訳文（当該免許証発給国の大使館、領事館又は日本自動車連盟「JAF」が作成したもの）、パスポートを所持している場合に限りです。 ※ 運転できるのは、入国から1年間です。

③ 日本の運転免許証への切替

外国の運転免許証の所持者が、日本で有効な運転免許証を取得するには、運転免許センターで次の手続きが必要です。

A	条件 外国の行政庁発行の有効な免許を有し、その免許取得後、運転免許を取得した国に3ヶ月以上滞在していた方。
B	必要書類等 ①外国の運転免許証 ②外国免許証の翻訳文 当該免許証発給国の大使館、領事館又は日本自動車連盟「JAF」が作成したもの ③国籍の記載されている住民票の写し ④パスポート等の書類（複数で証明する場合は、複数冊必要） 当該外国に3ヶ月以上滞在していたことが確認できるもの ⑤写真 申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、無背景で胸から上が写っているもの。 大きさ 縦 3.0cm×横 2.4cm ⑥手数料 ⑦日本の運転免許証（以前取得したことがある方のみ）

C	<p>内容</p> <p>特例免除国は適性試験のみで、それ以外の国は適性試験，知識確認，技能確認があります。</p>
D	<p>受付 ※事前に予約（電話可）が必要です（平日8：30～17：00）。</p> <p>広島県運転免許センター・東部運転免許センター</p> <p>☎082-228-0110 内線 703-253（広島県運転免許センター） 704-262（東部運転免許センター）</p> <p>月曜日～金曜日（土曜日，日曜日及び祝祭日を除く）</p> <p>① 8：30から9：00まで ② 13：00から13：30まで</p>

（2）自転車の交通ルール

① 自転車に乗る前の準備

○防犯登録

自転車には、防犯登録をしなければなりません。自転車を買ったお店などで防犯登録するようにしましょう。

○安全装備

自転車は、ブレーキ，ベルなどの警音器を備えなければ運転してはいけません。

夜間などに自転車を運転するときは、前照灯をつけなければいけませんし、尾灯又は反射器材を備えなければいけません。



○鍵

自転車には鍵を備えましょう。（できればツーロック）
短い間でも、自転車から離れるときは、鍵をかけるようにしましょう。



○保険

自転車の交通事故でも、自転車の運転者に多額の損害賠償責任が生じるおそれがあるので、損害を賠償するための保険などに加入するようにしましょう。

② 自転車の乗り方

○飲酒運転の禁止

酒気を帯びて、自転車を運転してはいけません。お酒に酔って
いなくても運転はダメです。



○二人乗りの禁止

自転車は、二人乗りしてはいけません。

ただし、16歳以上の人が

- ・6歳未満の幼児1人を幼児用座席に乗せる
 - ・幼児2人を乗せる特別な構造の自転車に6歳未満の
幼児2人を乗せる
- などの場合には、運転者以外の人を乗せることができ
ます。



○ヘルメットの着用

13歳未満の子供を自転車に乗せるときは、ヘルメットをかぶ
らせましょう。

○その他の禁止行為

自転車に乗って「携帯電話で通話する」「傘を差したり、手に物
を持つ」「イヤホンなどで大きな音を聞く」などしながら運転して
はいけません。



○駐輪場の利用

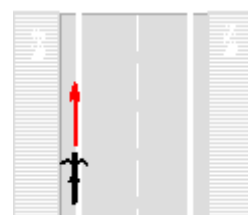
自転車は、駐輪場など決められた場所に止めるようにしましよ
う。

道路などに自転車を放置していると、撤去される場合がありま
す。

③ 自転車の通行方法

○車道通行

自転車が通行する場所は、車道が原則です。
 車道の左側端に寄って通行しなければなりません。



自転車及び歩行者専用（標識）

○歩道を通行できる場合

13歳未満の子供や70歳以上の人などは、自転車で歩道を通行できます。

また、自転車通行可の標識がある場合や、車道を通行することが危険な場合や禁止されている場合などは、自転車で歩道を通行できます。

自転車で歩道を通行するときは、歩道の中央から車道寄りを徐行し、歩行者の通行を妨げるおそれがあるときは、一時停止するか自転車を降りてください。



自転車通行止め（標識）



○信号の遵守

自転車は「歩行者・自転車専用」の標識がある信号機があればその信号機（①）を、なければ一般（車両用）の信号機（②）を守らなければなりません。



○並進の禁止

自転車は、標識がある場合を除いて、他の自転車と並進してはいけません。

一列になって通行しましょう。

並進可（標識）



○一時停止

自転車は、踏切や一時停止の標識などがある場所では、必ず止まって左右の安全確認をしなければいけません。



④ 交通事故

自転車の運転者も、交通事故があったときは、自転車の運転を停止して負傷者を救護するなどしなければいけません。

また、直ちに警察官に交通事故があったことやその内容を報告しなければいけません。報告は、現場で「110番」通報したり、警察署や交番などに連絡する方法などがあります。